

# 青色の純損失の繰越控除を受ける方の記載例(1)

青色申告の方で、事業所得の計算上生じた純損失の金額を翌年以後に繰り越す場合

**手順1**  
11ページ参照

青色申告者は、  
青色の文字を  
○で囲みます。

**手順2**  
12ページ参照

**手順3**  
25ページ参照

明治・・・「1」  
大正・・・「2」  
昭和・・・「3」  
平成・・・「4」

申告書第四表（損失申告用）を併せて使用するため、損失の文字を○で囲みます。

**手順4**  
27ページ参照

○ 黒字の場合…  
100円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」を記入）  
○ 赤字の場合…  
金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

**手順5**  
31ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例(1・2ページ)では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。  
詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に入れていねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

**記入例①** 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

**記入例②**

**記入例③**

◎ 申告書B及び申告書第四表（損失申告用）の記載手順については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の5ページを参照してください。

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-X-X  
 所号 〇〇商店  
 氏名 国税太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計 〇円

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

⑪ 医療費控除

支払医療費	保険金などで補填される金額

⑫ 社会保険料控除

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
国民健康保険	370,500	国民健康保険	364,740
合計	735,240	合計	

⑬ 生命保険料控除

新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	268,000

⑭ 地震保険料控除

地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
12,000	

⑮ 寄附金控除

寄附先の所在地・名称	寄附金

⑯ 配偶者控除

配偶者の氏名	生年月日	配偶者控除額
国税一郎子	7.3.10	63

⑰ 扶養控除

扶養対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額
国税一郎子	子	7.3.10	63

⑱ 扶養控除額の合計 63万円

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度	専従者給与(控除)額
国税良子	妻	12月	1,200,000

⑳ 専従者給与(控除)額の合計 1,200,000

○ 住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所

○ 住民税の特例

○ 事業税

○ 雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額

○ 非課税所得など

種目	所得金額

○ 前年中の(限)業開始・廃止

○ 他都道府県の事務所等

手順1  
11ページ参照

手順2  
12ページ参照

30ページ参照

12ページ参照  
(事業所得)

手順3  
18ページ参照

手順2  
12ページ参照

手順6  
32ページ参照

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

青色の純損失の繰越控除を受ける方の記載例(1)

- ◎ 申告書第四表（損失申告用）を提出する方は、**第四表（一）**と**第四表（二）**とともに、**申告書B第一表及び第二表**も必ず一緒に提出してください。
- ◎ この記載例（3・4ページ）では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の該当ページを示しています。  
詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」を参照してください。

平成 **26** 年分の 所得税及び復興特別所得税の **確定** 申告書 (損失申告用)      F A 0 0 5 3

住所 (文書送付先住所等)      〇〇市△△町×-××-×      フリガナ氏名      コノエ タロウ      国税 太郎

第四表 (一) (平成二十五年分以降用)

### 1 損失額又は所得金額

所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④-⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書B第一表の①からの合計額)      ⑤⑨ Δ1,406,973								
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	円	円	円
		総合譲渡				円	円	円
	長期	分離譲渡		円	円	円	円	円
		総合譲渡				円	円	円
一時								円
C 山林				円				円
D 退職					円		円	円
E 株式等の譲渡	未公開分							円
								円
	上場分							円
F 先物取引								円
特例適用条文								

### 2 損益の通算

所得の種類	④ 通算前	⑧ 第1次通算後	⑩ 第2次通算後	⑪ 第3次通算後	⑫ 損失額又は所得金額
A 経常所得	⑤⑨ Δ1,406,973	第1次 Δ1,406,973	第2次 Δ1,406,973	第3次 Δ1,406,973	⑫ Δ1,406,973
B 譲渡	短期 総合譲渡	⑥⑩ 1	2	3	
	長期 分離譲渡 (特定損失)	⑥⑩ Δ	次	次	
	長期 総合譲渡	⑥⑩	通	通	
	一時	⑥⑩	算	通	
C 山林	⑥⑩	算			⑫
D 退職	⑥⑩	算			
損失額又は所得金額の合計額					⑫ Δ1,406,973

資産      整理額

6ページ参照 ←

9ページ参照 ←

9ページ参照 ←

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

10ページ参照 ←

平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 (損失申告用) FA0058

第四表(二) (平成二十五年分以降用)

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	72	2,100,993	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	73		円
変動所得の損失額	74		円

被資産の種類 被災事業用資産の種類など 損害の原因 損害年月日 ④損害金額 ⑤保険金などで補填される金額 ⑥差引損失額 (④-⑤)

被災資産の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④損害金額	⑤保険金などで補填される金額	⑥差引損失額 (④-⑤)
山林以外	営業等・農業		..	円	円	円
山林以外	不動産		..			円
山林			..			円

山林所得に係る被災事業用資産の損失額 78 円

山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額 79 円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	⑦前年までに引ききれなかった損失額	⑧本年分で差し引く損失額	⑨翌年以後に繰り越す損失額(繰越額)
A 3年前	純損失	山林以外の所得の損失		/
	純損失	___年が青色の場合	山林所得の損失	
		___年が白色の場合	変動所得の損失	
	雑損失	被災事業用資産の損失	山林以外	
		山林		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
B 2年前	純損失	山林以外の所得の損失		/
	純損失	___年が青色の場合	山林所得の損失	
		___年が白色の場合	変動所得の損失	
	雑損失	被災事業用資産の損失	山林以外	
		山林		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
C 前年	純損失	山林以外の所得の損失		/
	純損失	___年が青色の場合	山林所得の損失	
		___年が白色の場合	変動所得の損失	
	雑損失	被災事業用資産の損失	山林以外	
		山林		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		⑩	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額		⑪	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		⑫	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		⑬	円	

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額 ⑭ 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 ⑮ 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ⑯ 円

資産 整理欄

○この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(参考) 【青色申告決算書(一般用)】

F A 0 2 0 3

平成 26 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

住所	〇〇市△△町 X-XX-X	フリガナ氏名	国税 太郎	事務所所在地	
事業所所在地	〇〇市XX町 X-XX	電話番号	(自宅) XX-XXXX-XXXX (事業所) XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)	
業種名	〇〇小売業	屋号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会

平成 27 年 2 月 16 日

損益計算書 (自 〇 月 〇 日 至 1 2 月 3 1 日)

提出用

平成二十五年分以降適用

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	33082400	消耗品費 ⑦	50012	貸倒引当金 ⑮	98363
期首商品(製品)高 ②	5067508	減価償却費 ⑧	924265	各種引当金等 ⑯	
仕入金額(製品) ③	23864900	福利厚生費 ⑨	108988	計 ⑰	98363
小計(②+③) ④	28932408	給料賃金 ⑩	3552000	専従者給与 ⑱	1200000
期末商品(製品)高 ⑤	610008	外注工賃 ⑪	199908	貸倒引当金 ⑲	158771
差引原価(④-⑤) ⑥	22832400	地代家賃 ⑫	4132000	計 ⑳	1358771
差引金額 (①-⑥) ⑦	10250000	貸倒金 ⑳		青色申告特別控除前の所得金額 (⑦-⑳)	△1406973
租税公課 ⑧	139000			青色申告特別控除額 ㉑	
荷造運賃 ⑨	78225			所得金額 (㉒-㉑)	△1406973
水道光熱費 ⑩	194775				
旅費交通費 ⑪	80600				
通信費 ⑫	136909				
広告宣伝費 ⑬	118700				
接待交際費 ⑭	156097				
損害保険料 ⑮	42200				
修繕費 ⑯	82800				
		雑費 ㉒	300092		
		計 ㉓	10396565		
		差引金額 (⑦-㉓) ㉔	△146565		

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

㉕		㉖	
㉗		㉘	
㉙		㉚	
㉛		㉜	